

# 大間町職員互助会に関する状況

## ○職員互助会とは

大間町職員互助会は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、大間町職員の互助団体に関する条例に基づき、職員の相互救済及び福祉の増進を図るための組織として、職員の会費を資金とし、保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

## ○職員互助会の経費等

令和2年度収支決算

収入

科目	決算額	予算額	摘要
会費	1,920,416	1,935,228	
繰越金	4,423,712	4,423,712	前年度より
雑入	192,332	160,843	団体生命配当金 親睦会会費
収入合計	6,536,460	6,519,783	

支出

科目	決算額	予算額	摘要	
事務費	消耗品費	0	5,000	
	役務費	6,720	8,000	郵便料
	支払利息	0	1,000	
	会議費	2,880	20,000	会議用お茶代
	小計	9,600	34,000	
給付費	慶弔給付費	1,049,500	764,500	団体生命共済掛金 慶弔金、退職記念品
	医療給付費	18,000	300,000	加療見舞金
	小計	1,067,500	1,064,500	
厚生福利費	研修費	0	960,000	職員研修旅行を計画していたが、新型コロナウイルスの影響で中止
	親睦会費	175,438	1,405,000	親睦会、花束
	被服費	11,000	11,000	マグロー筋Tシャツ
	小計	186,438	2,376,000	
予備費	0	3,045,283		
支出合計	1,263,538	6,519,783		

\*収支差引 5,272,922円は次年度へ繰越。

## ○主な事業

- ① 会員の慶弔に関する共済事業  
団体生命共済加入 慶弔金給付
- ② 会員の体位向上、福利厚生に関する事業  
レクリエーション 親睦会
- ③ 会員および会員の家族の医療給付に関する共済事業  
加療見舞金
- ④ その他  
町内清掃活動

## <参考>地方公務員法第42条

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。